

武蔵野市立第一中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 一部改定

1. 基本方針策定の目的

いじめはすべての生徒に関わる問題であり、決して許されない重大な人権侵害である。本校は、家庭や地域と連携し、人権尊重の理念及び「武蔵野市子どもの権利条例」等の関連する法令に基づき、豊かな市民性と自律的に行動できる「自己指導力」を育む教育活動を推進し、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組める、安全で安心な学校環境づくりに全力を尽くす。教職員、保護者、及び地域・関係機関が緊密に協力し、いじめの未然防止、早期発見、及び迅速な解決に学校の責務として組織的に取り組むため、本方針を策定する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条より）

3. いじめ防止に向けた取組

本校では、生徒指導の「重層的支援構造」に基づき、教育活動全体を通じて以下の4つの「いじめ防止方針」を軸とした取組を推進する。

（1）多様性を尊重し、すべての生徒が安心できる学校風土の醸成

違いを認め合い、お互いを尊ぶ人間関係を築くことで、どの生徒にとっても「居場所」がある安全で安心した学級・学校づくりを目指す。

- ・人権尊重教育の推進
- ・学級、学年、部活動等での望ましい仲間づくりの推進
- ・道徳教育の充実

（2）いじめを許さない主体的な行動力の育成

いじめは絶対に許されない行為であり自分たちの問題であるという共通認識を深め、「しない・させない・見過ごさない」ために主体的に考えて行動できるよう指導する。

- ・生徒会活動を通した自主的な取組の促進
- ・インターネットによるいじめへの対策（情報モラル教育の充実、SNSへのアクセス及び書き込み等についての指導、セーフティ教室等の活用）

（3）組織的な早期発見と「安心できるまで」の継続対応

生徒が発する微細な兆候やサインを敏感に察知するための組織的な手だてを徹底し、事案認知後は家庭や関係機関と連携しながら、被害生徒が心から安心できるまで粘り強く対応する。

- ・年3回のいじめアンケート（ふれあいアンケート）の実施を含む年間計画に基づいた指導
- ・日常的な生徒情報交換の実施
- ・いじめ防止に特化した校内研修の実施

(4) 専門機関等との緊密な連携による重大化の防止

学校内での抱え込みを防ぎ、スクールカウンセラー、警察、スクールロイヤー等の専門的知見を持つ機関と迅速に連携することで、事案の深刻化を防止し、確実な解決を図る。

- ・保護者会や教育相談を活用した保護者への啓発活動や家庭との十分な連携
- ・日常的なスクールカウンセラー等の専門家の活用
- ・警察やスクールロイヤー等の外部専門機関との指導連携・協力体制の確立

4. いじめ発生時の対応

(1) 初期対応

- ア いじめが予見または認知された場合は、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- イ 学校としての対応経過を正確に説明できるように記録を残す。
- ウ 事実確認を確実にを行い、常に被害生徒の立場に立った対応を心がける。また、加害生徒の人権や背景にも十分配慮するものとする。
- エ 学校全体の組織的な対応及び保護者との連携強化により、早期解決を図る。

(2) 中・長期的対応

いじめ問題を当該生徒間のみの問題にとらえず、学校全体の人権課題にとらえた指導を展開する。学校における教育活動のあらゆる場面で、人権尊重の精神を基盤とした指導の徹底を図る。また、生徒が安心して相談できる環境構築のため、学級担任はもとより全教職員が常に相談窓口であることを自覚し実践するとともに、日常的にスクールカウンセラー等の専門家の活用を図っていく。

- ・生徒及び保護者との信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ・三者面談やアンケート等の実施を通じて、教育相談の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ・学年や学級の枠を超えた全校的な協力体制を確立する。

5. いじめ防止対策委員会の設置について

いじめの未然防止・早期発見・早期解決・再発防止等に取り組むことを目的として、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援専門員、スクールロイヤー（必要に応じて）、その他校長が必要と認めた者

(2) 実施時期

ふれあい月間でふれあいアンケート後、担任、生活指導主任が確認、まとめをし、会議を実施。

(3) 所掌事項

ア いじめ防止及び早期発見のための取組の企画・推進

- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめ事案に対しての組織的な取組の推進
- エ いじめに関する情報収集，記録，対応の際の役割分担
- オ いじめを受けた生徒・保護者に対する相談及び支援
- カ いじめを行った生徒・保護者に対する指導及び措置の検討
- キ 関係機関への報告・連絡・相談

6. 重大事態への対処

(1) 発生時の報告

重大事態と判断される案件が発生した場合は，直ちに教育委員会に報告する。

(2) 調査・報告

いじめ防止対策委員会を核として，直ちに対処し調査を行う。また，その調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒及び保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係を適切に報告する。

(4) 当該生徒への措置

状況に応じて，当該生徒に法令に基づく懲戒を加え，必要に応じて出席停止を命ずるものとする。

7. 附則

本基本方針は，平成26年4月1日から施行する。

令和2年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改定